

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる

島根*創生
SHIMANE SOUSEI

島根県

製造業
ソフト産業

島根県 企業立地

優遇制度のご案内



ソフトビジネスパーク島根



江津地域拠点工業団地



石見臨空ファクトリーパーク



島根県観光キャラクター
「しまねっこ」
島根連許誌第7074号

製造業

■企業立地促進助成金

島根県の産業の高度化と雇用の増大を図り、定住に寄与することを目的とした助成制度です。

- 投資助成（限度額7～12億円） 助成額＝増加固定資本額×助成割合
- 雇用助成（限度額上限なし）
助成額＝増加雇用従業員数（新規学卒者・Uターン就職者に限る）×100万円
（中山間地域等に立地する中小企業 130万円）

新設 県外から新たに島根県に進出する場合

最大30%

支援メニュー 要件等		業種・企業区分		
		製造業		
		大企業	中小企業（※1）	
認定要件	増加固定資本額	3億円以上	5,000万円以上	
	増加雇用従業員数	10人以上	5人以上	
投資助成	基本助成割合	15%		
	加算割合	労働生産性	各項目につき5%加算 （最大15%）	
		高度技術者雇用		
		港湾利用		
		県内波及効果		
中山間地域等立地				
雇用助成		常用雇用（新卒・Uターン）×100万円 （中山間地域等に立地する中小企業 130万円）		

▶労働生産性の算式＝付加価値額（営業利益＋租税公課＋人件費）／常用従業員数

増設 県内企業が規模拡大を行う場合

**増設の度に、
何回でも助成します**

支援メニュー 要件等		業種・企業区分		
		大企業	中小企業（※1）	
			地元企業（※2）	
認定要件	増加固定資本額	3億円以上	5,000万円以上	5,000万円以上
	増加雇用従業員数	10人以上	5人以上	3人以上
助成割合	基本助成割合	5%		
	加算割合	労働生産性	各項目につき5%加算 （最大10%）	
		高度技術者雇用		
		中山間地域等立地		
雇用助成		常用雇用（新卒・Uターン）×100万円 （中山間地域等に立地する中小企業 130万円）		

※県外の工場から県内に移設する機械設備も助成の対象です

（※1）中小企業とは、資本金3億円以下又は常用従業員数300人以下の企業（みなし大企業を除きます。）

（※2）地元企業とは、登記上、県内に本拠を置く企業（発行済み株式又は出資価額の所有割合が最も大きい企業又は個人が県外に本拠を置く場合を除く）

新設

県外から新たに島根県（中山間地域等）に進出する場合、
こんな助成制度もご用意しています。

■人材確保・育成支援補助金

島根県進出時の人材確保や人材育成に係る経費を支援します。

3年間・1/2助成

業種・対象地域 支援メニュー 要件等	製造業				
	中山間地域等				
支給要件	適用開始日 【人材確保】 立地計画認定申請書の受理日 【人材育成】 島根で勤務する従業員を初めて雇用した日				
補助率	1/2	期間	3年		
補助限度額	【人材確保】 300万円/年 【人材育成】 300万円/年（1人あたり30万円、採用日から1年の経費に限る。）				
対象事業費	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 【人材確保】 (1) 有料職業紹介に要する経費 (2) 広告に要する経費 (3) 企業説明会等に要する経費 (4) 島根県で実施する面接会等への移動経費 (5) 県外からの転入者3名以上で操業開始する場合 （住民票の移動を伴うものに限る） ① 転居経費、運転免許取得経費等を想定した一時金を1人あたり50万円支給 ② 社員寮、社宅の借上げ費用 </td> <td style="vertical-align: top; padding-left: 20px;"> 【人材育成】 (1) 社内研修に要する経費 （講師謝金、旅費、教材作成費、会場借上費等） (2) 委託研修に要する経費 （研修委託費、県外研修宿泊費等） </td> </tr> </table>			【人材確保】 (1) 有料職業紹介に要する経費 (2) 広告に要する経費 (3) 企業説明会等に要する経費 (4) 島根県で実施する面接会等への移動経費 (5) 県外からの転入者3名以上で操業開始する場合 （住民票の移動を伴うものに限る） ① 転居経費、運転免許取得経費等を想定した一時金を1人あたり50万円支給 ② 社員寮、社宅の借上げ費用	【人材育成】 (1) 社内研修に要する経費 （講師謝金、旅費、教材作成費、会場借上費等） (2) 委託研修に要する経費 （研修委託費、県外研修宿泊費等）
【人材確保】 (1) 有料職業紹介に要する経費 (2) 広告に要する経費 (3) 企業説明会等に要する経費 (4) 島根県で実施する面接会等への移動経費 (5) 県外からの転入者3名以上で操業開始する場合 （住民票の移動を伴うものに限る） ① 転居経費、運転免許取得経費等を想定した一時金を1人あたり50万円支給 ② 社員寮、社宅の借上げ費用	【人材育成】 (1) 社内研修に要する経費 （講師謝金、旅費、教材作成費、会場借上費等） (2) 委託研修に要する経費 （研修委託費、県外研修宿泊費等）				

■航空運賃補助金

萩・石見空港をご利用される場合、航空運賃を助成します。

5年間・1/2助成

業種・企業区分 対象地域 支援メニュー 要件等	製造業	
	大企業	中小企業（※1）
	中山間地域等	
支給要件 （増加雇用従業員数）	10人以上	5人以上
補助率	1/2	
期間	5年	
補助限度額	200万円/年	

■江の川工業用水道料金補助金

江津地域拠点工業団地へ新規に立地する企業を対象として、工業用水道料金の一部を5年間補助します。

ソフト産業

新設 県外から新たに島根県に進出する場合

		ソフト産業			
		ソフトウェア業など 10業種	ソフトウェア業など 10業種	特例	
				IT産業（全域） ソフトウェア業	専門系事務職場（中山間地域等） インターネット附随サービス業 など3業種
企業立地促進 助成金	業種				
	ソフトウェア業	●	●	●	
	情報処理・提供サービス業	●	●		
	インターネット附随サービス業	●	●		●
	インターネット広告業	●	●		●
	コールセンター業	●	●		
	シェアードサービス業	●	●		●
	データセンター業	●	●		
	非破壊検査業	●	●		
	機械設計業	●	●		
その他産業支援サービス業 (知事が特に認める業種)	●	●			
認定要件 (増加雇用従業員数) ^(※1)	常用10人以上	常用5人以上	常用3人以上		
投資助成 ^(※2)	15%~30%			—	
雇用助成 ^(※3) (新規学卒者・Uターン就職者)	常用雇用×100万円	常用雇用×130万円	常用雇用×100万円 (中山間地域等に中小企業が立地する場合130万円)		
家賃補助金	支給要件 (増加雇用従業員数)	常用10人以上	常用5人以上	常用3人以上	
	補助率	1/2			
	補助期間	5年		8年	
	補助限度額	2,000万円/年 (5,000円/月・坪以内)		1,000万円/年 (5,000円/月・坪以内)	
航空運賃補助金 (県内及び米子空港で業務利用する場合)	支給要件 (増加雇用従業員数)	△			常用3人以上
	補助率				1/2
	補助期間				5年
	補助限度額				200万円/年
人材確保・育成 支援補助金	支給要件	△			適用開始日 人材確保 立地計画認定申請書の受理日 人材育成 島根で勤務する従業員を初めて雇用した日
	補助率				1/2
	補助期間				3年
	補助限度額				人材確保 年300万円 人材育成 年300万円(1名あたり30万円) (採用日から1年間の経費に限る)
高速専用回線 利用料金補助金 (1Mbps以上の 専用回線使用料)	支給要件	県の立地認定を受けた企業			
	補助率	1/2			
	補助期間	5年			
	補助限度額	上限：5,000万円/年、下限：50万円/年			
大規模コール センター補助 (通信料、システム 利用料等)	支給要件	コールセンター業・常用20人以上			△
	補助率	1/2			
	補助期間	5年			
	補助限度額	上限：5,000万円/年、下限：50万円/年			

(※1) 増加雇用従業員数のほか、業績の安定性、成長性、信用度などに関する審査を行います。
 (※2) 投資助成に係る助成金を受給するためには、1,000万円以上の増加固定資本が必要になります。
 (※3) コールセンター業は、中山間地域等に立地する場合のみ雇用助成の対象となります(隠岐郡を除く地域は増加雇用従業員数19人以下に限る)。なお、隠岐郡は助成額の上限が3,000万円になります。

※上記とは別に地元自治体にも充実した優遇制度があり、併給可能です。お気軽に担当にお尋ねください。

専門系事務職場【中山間地域等限定】の優遇制度

●対象地域 中山間地域等

●対象業種 インターネット附随サービス業、インターネット広告業、シェアードサービス業

1. 雇用助成金 島根拠点勤務者(新規学卒者・Uターン就職者に限る) 1名につき100万円~130万円を助成

●支給要件	常用従業員3名以上
●支給額	130万円(中山間地域等に立地する中小企業) 100万円(上記以外)
●支給対象	立地計画認定申請書受理日を起点とし操業開始後3年目までに増加した数

2. 家賃補助金 島根拠点のオフィス賃料を助成

●補助事業開始要件	常用従業員3名以上
●補助率	家賃額の1/2
●補助期間	補助事業開始日から8年間
●補助限度額	1000万円/年(5,000円/坪/月)

3. 航空運賃補助金 県内空港及び米子鬼太郎空港を発着する航空機利用経費を助成

●補助事業開始要件	常用従業員3名以上
●補助率	航空機利用経費の1/2
●補助期間	補助事業開始日から5年間
●補助限度額	200万円/年

4. 人材確保・育成支援補助金 島根県進出時の人材確保や人材育成に係る経費を助成

●補助事業開始要件	人材確保・・・立地計画認定申請書の受理日 人材育成・・・島根拠点勤務社員の採用日
●補助率	人材確保・育成支援経費の1/2
●補助期間	補助事業開始日から3年間
●補助限度額	人材確保・・・300万円/年 人材育成・・・300万円/年 (1人あたり30万円、採用日から1年間の経費に限る。)

5. 高速専用回線利用料金補助金

詳しくは前ページの表でご確認ください。

増設 県内企業が規模拡大（雇用、投資、面積拡大）を行う場合

増設の度に何回でも助成します。

業種		ソフト産業	
		ソフトウェア業など10業種	IT産業【特例】 ソフトウェア業
企業立地促進助成金	ソフトウェア業	●	●
	情報処理・提供サービス業	●	
	インターネット附随サービス業	●	
	インターネット広告業	●	
	コールセンター業	●	
	シェアードサービス業	●	
	データセンター業	●	
	非破壊検査業	●	
	機械設計業	●	
	その他産業支援サービス業 (知事が特に認める業種)	●	
認定要件 (増加雇用従業員数)	常用10人以上	常用5人以上	
投資助成	5%~15%	—	
雇用助成 (新規学卒者・Uターン就職者)	常用雇用×100万円 (中山間地域等に中小企業が立地する場合 130万円)		
家賃補助金	支給要件 (増加雇用従業員数)	常用10人以上	
	補助率	1/2	
	期間	5年	
	補助限度額	2,000万円/年 (5,000円/月・坪以内)	
高速専用回線 利用料金補助金 (1Mbps以上の専用回線 使用料)	支給要件	県の立地認定を受けた企業	
	補助率	1/2	
	期間	5年	
	補助限度額	上限：5,000万円/年、下限：50万円/年	
大規模コール センター補助 (通信料、システム利用料等)	支給要件	コールセンター業・常用20人以上	
	補助率	1/2	
	期間	5年	
	補助限度額	上限：5,000万円/年 下限：50万円/年	

(※1) 立地計画認定申請書受理日以降の増加雇用、増加面積、増加回線が対象になります。
 (※2) 増加雇用従業員数のほか、業績の安定性、成長性、信用度などに関する審査を行います。
 (※3) 投資助成に係る助成金を受給するためには、1,000万円以上の増加固定資本が必要になります。
 (※4) コールセンター業は、中山間地域等に立地する場合のみ雇用助成の対象となります（隠岐郡を除く地域は増加雇用従業員数19人以下に限る）。なお、隠岐郡は助成額の上限が3,000万円になります。

その他の支援制度

■県営工業団地の用地取得に対する補助（県及び市の補助金）

対象団地	県+市の補助率	県の補助要件	各市の補助要件
ソフトビジネスパーク 島根	30% (県15%+市15%)	以下の①~③いずれにも該当すること。 ①取得面積1,000㎡以上 ②土地売買届を受付した日から補助金交付申請（操業後3年以内）までに、増加雇用従業員が5人以上 ③島根県企業立地促進助成金の交付を受けていない土地であること	以下の①②のいずれも該当すること。 ①製造業：投下固定資産1億円以上、新規雇用数10人以上 ソフト産業等：投下固定資産5000万円以上、新規雇用数5人以上 ②用地取得後3年以内に操業を開始
石見臨空 ファクトリーパーク	50% (県20%+市30%)		県補助金と同要件
江津地域拠点 工業団地	40% (県20%+市20%)		以下の①②のいずれかに該当すること。 ①取得面積5,000㎡以上 ②操業開始（用地取得後3年以内）後3年以内に、新規雇用数が10人以上

▶上記のほか、事業用定期借地制度、割賦分譲制度もあります。

■原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金

松江市（旧東出雲町を除く）に立地する企業が対象です。工場・事務所を新設または増設し、3人以上の雇用をする企業に対し、電気料金を助成する制度です（最大8年間）。

語句説明等

■中山間地域等

10ページ「地域指定」の過疎地域に、松江市、出雲市の一部エリアを加えた地域が対象となります。

■投下固定資本額と増加固定資本額

投下固定資本額	企業の立地を行うために必要な投下固定資本（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋又は償却資産）の取得に要する経費の総額をいいます。 法人税法第64条の2に規定するリース取引を行う物件は対象となりますが、無形固定資産は対象外となります。
増加固定資本額	企業立地促進条例に基づく立地計画の認定を受けた企業が、助成対象期間（認定申請書受理日から操業後3年以内）に新たに発注した投下固定資本であって経費の支払いが終わっているものをいいます。 なお、助成金以外の県の補助金等を受けて固定資産（土地、建物、償却資産）を取得された場合、その固定資産の取得費用は投資助成額の算定基礎となる増加固定資本額から控除します。

■増加雇用従業員数

立地計画の申請受理後、増加した常用従業員の数をいいます。

常用従業員	雇用期間の定めがない正社員や雇用条件等が正社員と同等の社員をいいます。（パート、アルバイト等を除く）
-------	--

※助成金の交付は、増加雇用従業員のうち新規学卒就職者及びUターン就職者が対象です。

■助成金の加算

区分	要件	加算割合	判断項目		
製造業	新設	各要件につき5% (最大15%)	労働生産性 【大企業】1,100万円以上 【中小企業】800万円以上	労働生産性＝付加価値額（営業利益＋租税公課＋人件費）／常用従業員数	
			高度技術者雇用 【大企業】5人以上 【中小企業】3人以上	大学卒、高専卒などの専門職の雇用（基礎研究、製品開発、設計・試作、生産技術開発、品質管理、生産管理などの雇用）	
			港湾利用	浜田港・境港の利用が年間10TEU以上ある企業	輸出・輸入の合計取扱量
			県内波及効果	県内企業との取引＝1,000万円／年以上	操業後、継続的に発生している経費の合計額 (例) 県内生産拠点で生産している製品や原材料等の購入費、県内生産拠点への生産委託費など
			過疎地域立地	中山間地域等への立地	—
ソフト産業	新設・増設	各要件につき5% (新設)最大15% (増設)最大10%	労働生産性	労働生産性10%以上UP	認定前と交付申請の決算数値を比較
			高度技術者雇用	高度な技術職の新規雇用 【大企業】5人以上 【中小企業】3人以上 【地元企業】1人以上	新設の場合と同様
			過疎地域立地	中山間地域等への立地	—
ソフト産業	新設・増設	各要件につき5% (新設)最大15% (増設)最大10%	高度な情報処理技術に関する資格者の割合が25%以上	有資格者割合＝有資格者数／全従業員数	
			高度な専門職の新規雇用 【中山間地域外】5人以上 【中山間地域等】2人以上	大学卒、高専卒などの専門職の雇用（基礎研究、製品・システム開発、設計・試作など）	
			中山間地域等への立地	—	

(※) 増設の場合において、立地計画認定申請書受理日における有資格者割合が、①25%未満の場合、助成金申請日において有資格者割合 25%以上であること、②25%以上の場合、助成金申請日における有資格者数が、立地計画認定申請書受理日の有資格者数と、増加従業員数に25%を乗じた人数を合算した人数以上であること。

■助成金の交付限度額

増加雇用従業員数が**30人以上**であり、かつ以下の①②に該当する場合、助成限度額を増額します。

①石見地域または隠岐地域に立地する場合	+ 3 億円
②県営工業団地に立地し、知事が特に認める場合	+ 2 億円

投資助成

通常	加算要件・加算額		
	①に該当 (+ 3 億円)	②に該当 (+ 2 億円)	①②に該当 (+ 5 億円)
7 億円	10 億円	9 億円	12 億円



雇用助成

上限なし

■助成金の交付申請

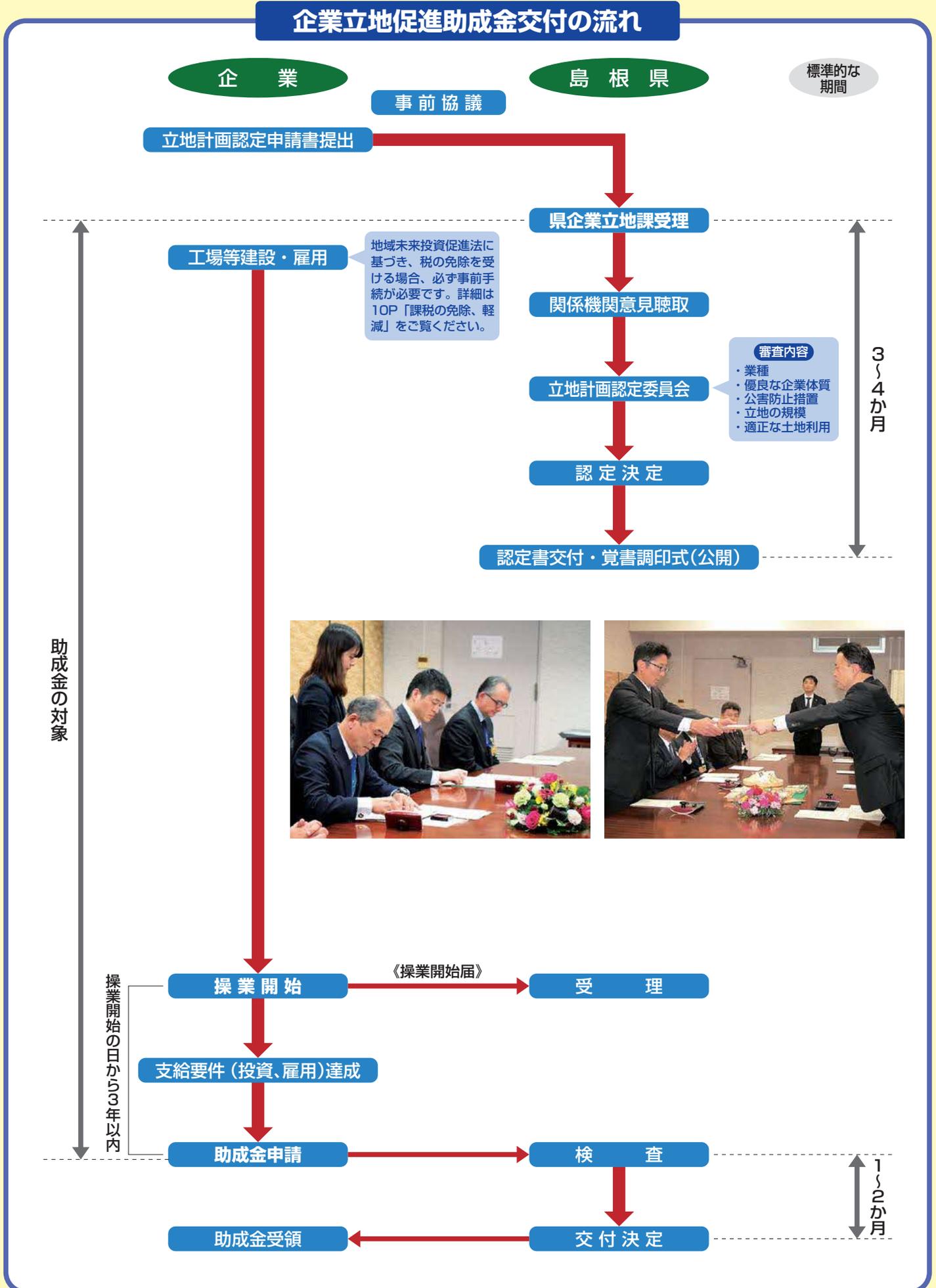
操業開始から3年以内で助成金支給要件が満たされた時期に助成金の交付申請が可能となります。
(助成金の交付は、年2億円を限度として分割で交付いたします。)

■助成金の返還

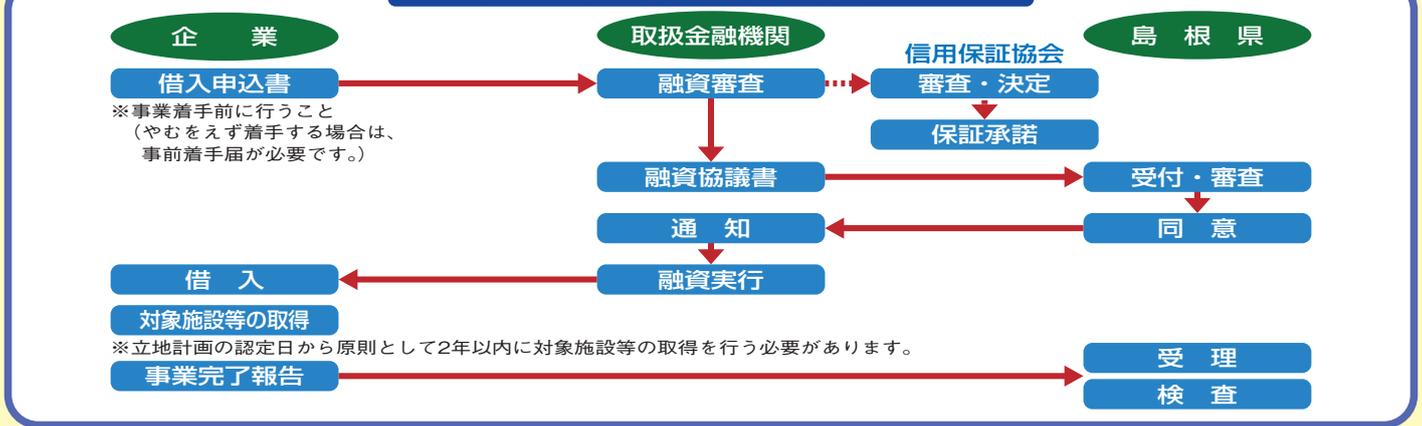
助成金の交付後に短期間で常用従業員数を削減する等のケースでは助成金の返還を求められることがありますので、留意願います。

優遇制度の手続き

企業立地促進助成金交付の流れ



企業立地促進資金等の利用の流れ



融資 低利0.8%、最高20億円の融資

■企業立地促進資金 (注)

項目	内容
対象業種	製造業
対象経費	土地、建物、機械設備の取得経費
融資限度額	20億円
融資割合	投下固定資本額の50%以内
融資利率	年0.8% (信用保証が必要となる場合で責任共有制度の対象となる場合0.95%) (※改定することがあります)
融資期間	15年以内 (うち2年以内据置、原則として元金均等月賦償還)

■ソフト産業等立地促進資金 (注)

項目	内容
対象業種	ソフト産業、ソフト系IT産業
対象経費	土地、建物、機械設備の取得経費
融資限度額	2億円
融資割合	投下固定資本額の80%以内
融資利率	年0.8% (信用保証が必要となる場合で責任共有制度の対象となる場合0.95%) (※改定することがあります)
融資期間	15年以内 (うち2年以内据置、原則として元金均等月賦償還)
対象経費	人件費、土地及び建物の賃借料、設備機器のリース料の1年分
融資限度額	6,000万円
融資利率	年0.8% (信用保証が必要となる場合で責任共有制度の対象となる場合0.95%) (※改定することがあります)
融資期間	7年以内 (うち1年以内据置、原則として元金均等月賦償還)

(注) ・島根県企業立地促進条例により立地計画の認定を受けていただくことが条件です。
 ・中小企業で島根県信用保証協会の保証が必要となる場合は、別途保証料の負担があります。
 ・立地計画の認定日から原則として2年以内に対象施設等の取得を行う必要があります。

■中小企業育成振興資金 (事業所新設等資金)

島根県企業立地促進条例やふるさと融資の要件に満たない規模の立地についても、融資の制度があります。

項目	内容
対象業種	製造業、ソフト産業等、知事特認業種 ^(注)
融資要件	投下固定資本額 製造業5千万円以上、ソフト産業等3千万円以上 新規雇用従業員数 3人以上 (操業開始後1年以内) 対象経費 土地、建物、機械設備の取得経費 その他 県内に事業所を有する中小企業のみ対象
融資額	融資限度額 2億円 融資割合 投下固定資本額の3分の2以内 融資利率 年0.8% (信用保証が必要となる場合で責任共有制度の対象となる場合0.95%) (※改定することがあります) 融資期間 15年以内 (うち2年以内据置、原則として元金均等月賦償還)

(注) ・知事特認業種は、市町村が行う地域振興対策に適合した事業について、市町村の推薦に基づいて案件ごとに認めます。
 ・借入申込前に着手した事業については、対象となりませんのでご注意ください。(やむをえない場合は、事前着手届の提出が必要となります。)

■ふるさと融資 (地域総合整備資金貸付)

県または市町村が地域総合整備財団 (ふるさと財団) の審査に基づいて、無利子の長期資金を融資する制度があります。

課税の免除・軽減

生産設備等の新設又は増設時の課税の特例

(令和4年6月現在)

- 指定区域において、製造業等の用に供する生産設備を新設又は増設した場合は、「特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例」の規定に基づき、県税（事業税、不動産取得税及び固定資産税）について課税免除又は不均一課税の特例があります。
- 市町村税、国税についても課税の特例があります。詳細は、管轄の機関にお尋ねください。
(市町村税：各市町村税務所管課 国税：税務署)

■着工までに手続きが必要なもの

法律	適用要件	県税			市町村税(注1)	国税
		事業税	固定資産税(注2)	不動産取得税		
促進区域 地域未来投資促進法 (平成29、法律40)	家屋、構築物、土地の取得額 1億円超(注3) (農林漁業関連業種は5,000万円超)	-	課税免除 (3年間)	課税免除	固定資産税 土地、建物、構築物 について、免除又は 不均一課税	法人税 機械装置：特別償却40%又は 税額控除4% 器具備品：特別償却40%又は 税額控除4% 建物等：特別償却20%又は 税額控除2%
地方活力向上地域 地域再生法 (平成17、法律24)	県による「地方活力向上地域特定 業務施設整備計画」の認定(注4) 建物及びその付属施設等 3,800万円以上(注5)	初年度 標準税率×1/2 第2年度標準税率×3/4 第3年度標準税率×7/8 ※移転型に限る	(移転型) 初年度 課税免除 第2年度標準税率×1/4 第3年度標準税率×2/4 (拡充型) 初年度標準税率×1/10 第2年度標準税率×1/3 第3年度標準税率×2/3	(移転型) 課税免除 (拡充型) 標準税率×1/10	土地、建物、構築物、 機械装置について、 免除又は不均一課税	■設備投資減税(オフィス減税) 建物等(建物付属設備、構築物等)を取 得した場合に減税措置(特別償却又は税 額控除)を適用 ■雇用促進減税 新たに従業員を雇い入れた場合に減税措 置(税額控除)を適用 ※詳細は税務署へお問い合わせください。
中小企業等経営強化法					建物付属設備、機械 装置：免除(3年間)	

※地域未来投資促進法の課税特例を受けるには、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し、県知事の承認、国の確認を受けることが必要です。上記以外の要件がありますので別途確認ください。

■事前の手続きが不要なもの

法律	適用要件	県税			市町村税(注1)	国税
		事業税	固定資産税(注2)	不動産取得税		
過疎地域 過疎地域の持続的発展の 支援に関する特別措置法 (令和3、法律13)	生産設備等取得額 500~2,000万円以上	課税免除(3年間)	課税免除(3年間)	課税免除	固定資産税	法人税 機械装置：特別償却6% 建物等：特別償却10%
半島振興地域 半島振興法 (昭和60、法律63)	生産設備取得額 500~2,000万円以上	不均一課税 税率 初年度標準税率×1/2 第2年度標準税率×3/4 第3年度標準税率×7/8	不均一課税 税率 初年度 0.14/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.7/100	不均一課税 税率 土地 0.3/100 建物 0.4/100	土地、建物、機械装置 について、免除又は不 均一課税	機械装置：割増償却32%(5年間) 建物等：割増償却48%(5年間) 構築物：割増償却48%(5年間)
離島振興地域 離島振興法 (昭和28、法律72)	生産設備取得額 500~2,000万円以上	課税免除(3年間)	課税免除(3年間)	課税免除		
原発等立地地域 原子力発電施設等立地地域 振興に関する特別措置法 (平成12、法律148)	①生産設備等取得額2,700万円超 ②増加雇用者数 15人超 (製造業を除く)	不均一課税 税率 初年度標準税率×1/2 第2年度標準税率×3/4 第3年度標準税率×7/8	不均一課税 税率 初年度 0.14/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.7/100	不均一課税 税率 土地 0.3/100 建物 0.4/100		-

- (注1) 市町村による固定資産税の軽減制度は、各市町村により異なります。
- (注2) 地方税法第740条の規定に基づき大規模の償却資産に対し県が課税するものです。
- (注3) 地域未来投資促進法に基づく新増設に限ります。島根県企業立地促進条例に基づく認定とは異なりますので、**別途手続き**が必要です。
- (注4) 地域再生法(島根県企業立地促進条例に基づく認定とは異なりますので別途手続きが必要です。)に基づく本社機能の移転・拡充に限ります。
- (注5) 中小企業の場合、1,900万円以上。知事が「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を認定した日から3年以内に特定業務施設(本社機能)の用に供することが必要です。

地域指定

- 地域未来投資促進法に基づく促進区域：島根県全域
- 地域再生法に基づく地域活力向上地域は、各市町村ごとに地域指定があります。
- 上記以外の指定区域は下図のとおりです。



適用期間

適用期間は次のとおりです。

地域未来投資促進法	H29. 6. 2~R 5. 3.31
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(過疎法)	R 3. 4. 1~R 6. 3.31
半島振興法(半島法)	S61. 6.27~R 5. 3.31
(原発等立地地域振興法)	H25. 4. 1~R 5. 3.31
離島振興法(離島法)	H 5. 4. 1~R 5. 3.31
地域再生法	H27.10. 2~R 6. 3.31

地域再生法の適用期間は令和4年5月議会で条例改正後に適用予定です

- | | | | |
|--------------|-----------|---------------------------|--|
| 島根県企業立地課 | 〒690-8501 | 島根県松江市殿町1 | TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080 |
| 島根県東京事務所 | 〒102-0093 | 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館11F | [E-mail] kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp [URL] https://www.pref.shimane.lg.jp/krichi/ |
| 島根県なごや情報センター | 〒460-0008 | 名古屋市中区栄4-16-36 久屋中日ビル4F | TEL 03-5212-9070 FAX 03-5212-9069 |
| 島根県大阪事務所 | 〒530-0047 | 大阪市北区西天満3-13-18 島根ビル2F | [URL] https://www.pref.shimane.lg.jp/tokyo/ |
| 島根県広島事務所 | 〒730-0032 | 広島市中区立町1-23 ごうぎん広島ビル6F | TEL 052-262-4858 FAX 052-262-4877 |
| | | | [URL] https://www.pref.shimane.lg.jp/osaka/nagoya/ |
| | | | TEL 06-6364-3605 FAX 06-6364-3854 |
| | | | [URL] https://www.pref.shimane.lg.jp/osaka/ |
| | | | TEL 082-541-2410 FAX 082-541-2412 |
| | | | [URL] https://www.pref.shimane.lg.jp/hiroshima/ |

お気軽にご相談下さい

